

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 21 日から 37 年 1 月 17 日まで
当時、結婚する予定だった人と別れ、追いつめられて逃げるようにしてA市内に移り、知人の家に越して行き、Bで働いていたので、脱退手当金はもらっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間のうち1回の被保険者期間は、同一番号で管理されており、グループ企業であるにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票は誤った名前と生年月日が記載されており、申立人の年金記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から5年4月1日まで
(A社)
② 平成9年11月1日から10年4月1日まで
(B社)

申立期間①について、A社の入社時の給料は50万円であったが、平成3年4月から2年任期の取締役となり、年俸800万円、月額66万7,000円の給料となった。提出した総合口座通帳での銀行振込みの手取額も50万円を上回っていることから、標準報酬月額を訂正してほしい。申立期間②について、B社では、8年4月から2年任期の取締役に就任して月額45万8,000円に昇給したので、10年3月までは給料は同額のはずであるが、9年11月から10年3月までの5か月の標準報酬月額が28万円となっている。その間の給料明細書を提出するので適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が提出した給料明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は廃業しており、事業主に確認することはできず、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額が届

出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人は、A社に勤務していた申立期間①における標準報酬月額の変動について申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された平成3年5月及び6月の給与明細書により、申立人が主張する報酬月額（66万7,000円）が支給されていることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、上記の期間以外の給与明細書は無く、申立人が提出した総合口座通帳の振込み額からは、保険料の控除額は確認できない上、ほかに、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①のうち、平成3年10月1日から5年4月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額は、当時の上限（最高等級）の標準報酬月額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成3年4月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、また、申立期間①のうち、同年10月1日から5年4月1日までの期間について、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 15 日から 33 年 9 月 25 日まで
A社を退職後、厚生年金保険の知識は無かったが、掛けた保険料が戻ってくると思いき、B市のC社会保険事務所(当時)へ行き、年金手帳を出したが、これはもらえないと言われた。私は脱退手当金を受給した覚えは無いので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、昭和 34 年 12 月 5 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することができなかったことから、申立期間の事業所を退職後、59 年 7 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 6 日から 39 年 8 月 26 日まで
② 昭和 39 年 9 月 1 日から 42 年 2 月 21 日まで

A社とB社C出張所での厚生年金保険について脱退手当金を支給したと記録されているが、脱退手当金の請求手続をした覚えも無く、お金を受け取った覚えも無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C出張所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年7月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月20日から43年4月30日まで
A社は倒産したので退職した。そこでは厚生年金保険に加入していたことも知らなかったので、脱退手当金の手続を自分でするはずがない。もらった覚えも無い。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約6か月後の昭和43年11月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 6 日から 49 年 2 月 1 日まで
② 昭和 49 年 3 月 18 日から同年 4 月 18 日まで
③ 昭和 49 年 4 月 22 日から 51 年 10 月 21 日まで

A社を退職後に脱退手当金が支給されたと記録されているとのことであるが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、申立期間について、年金額の計算対象となる厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、B年金事務所には、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金裁定請求書及び裁定伺が保管されており、当該裁定請求書には申立人の署名、押印がある上、当該裁定伺の「送金又は振込金融機関名」には申立人の実家に近い郵便局名が記載されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。